

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月15日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー・ラドクリフ
(Geoffrey Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、
ユージン・リュペール通り2-4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
ブラックロック・グローバル・ファンズ -
U Sドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げ
る投資証券に類するもの）
クラスA毎月分配型投資証券 1,000万口を上限とする。
（上限見込額^{（注1）}：5,710万アメリカ合衆国ドル（約79億円））
クラスA無分配投資証券 1,000万口を上限とする。
（上限見込額^{（注1）}：3億7,400万アメリカ合衆国ドル（約519億
円））

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのU Sドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの
クラスA毎月分配型投資証券およびクラスA無分配投資証券の2022年3月末日現在の1口当たり純資産価格（5.71ア
メリカ合衆国ドルおよび37.40アメリカ合衆国ドル）に、それぞれ1,000万口を乗じて算出した金額である。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UF
J銀行の2022年11月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝138.87円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり2022年12月15日付で分配方針および投資制限等が変更されますので、2022年2月28日に提出した有価証券届出書（2022年4月8日に提出した有価証券届出書の訂正届出書、2022年5月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書、2022年6月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書および2022年8月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（3）分配方針

<訂正前>

（前略）

配当の計算

（中略）

基準額以上分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
基準額以上純実現キャピタル・ゲイン分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。

（後略）

<訂正後>

(前略)

配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
未収収益以上分配型投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益と純実現キャピタル・ゲインの合計に基づき、年ベースで稼得された未収収益以上となる四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

2.5 サブ・ファンドは、付随的流動資産を保有することができる。

2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

(中略)

2.8 ファンドは、

2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

(中略)

3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保（以下「担保」という。）は、以下の基準を遵守しなければならない。

(中略)

(e) 分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。

(f) 即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2.5 サブ・ファンドは、経常的もしくは例外的な支払に対応するため、または2010年法第41条第1項に規定された適格資産への再投資に必要な時点において、または不利な市況が生じた場合に厳密に必要な期間において、20%を超えない付随的流動資産（いつでも利用できる銀行の当座預金「一覽払預金」に保有されている現金等）を保有することができる。この制限は、（深刻な金融市場の崩壊等、非常に不利な市況において）取締役会が投資主のために最善と判断した場合、厳密に必要な期間に限り、一時的に超過することができる。

2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

（中略）

2.8 各サブ・ファンドは、

2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

（中略）

3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保（以下「担保」という。）は、以下の基準を遵守しなければならない。

（中略）

（e）分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。サブ・ファンドは、EU加盟国およびEU加盟国の地方公共団体、ならびに上記2.6.4に定める非加盟国および公的国際機関が発行または保証する、複数の譲渡性のある証券および短期金融商品により、完全に担保されることが可能である。この場合、サブ・ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受け取ることを要し、また、単一銘柄の証券が当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

（f）即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

（後略）

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

リスク考察

(中略)

持続可能性リスク

(中略)

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、サブ・ファンドの投資証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

その他のリスク

(中略)

特別リスク考察

(中略)

中国の法制度

中国の法制度は、制定法および最高人民法院によるその解釈に基づいている。従前の判決は、参考として引用される可能性はあるものの、先例としての価値はない。1979年以降、中国政府は、包括的な商事法制度の策定を進めており、外国投資、企業組織およびコーポレート・ガバナンス、通商、税務、貿易等の経済問題に対応するための法令を導入する等、相当な進歩を遂げている。しかし、公表されている先例や司法解釈に限りがあることや、先例に拘束力がないことから、このような法令の解釈および執行にはかなりの不確実性が伴う。中国における商事法制度の歴史が浅いことを考慮すれば、中国の法規制上の枠組みは、先進国のものほど十分には成熟していない可能性がある。また、これらの規制は、中国証券監督管理委員会や中国国家外貨管理局にそれぞれの裁量において規制内容を解釈する権限を付与しているため、規制の適用に関する不確実性は高まる可能性がある。さらに、中国の法制度が発展するにつれ、法令またはその解釈もしくは執行に変更が生じた際、その変更によってサブ・ファンドの中国国内における事業運営やサブ・ファンドが中国A株および／または中国国内債券を取得する能力に悪影響を与えないという保証はない。

人民元の通貨および通貨交換リスク

(中略)

サブ・ファンドの人民元建の全取引に使用される為替レートは、RQFII制度において行われる取引を除き、オフショア人民元（以下「CNH」という。）に対するレートであり、オンショア人民元（以下「CNY」という。）に対するものではない。CNHの価格は、いくつかの要因により、CNYの価格とおそらくは大幅に異なるものとなる可能性がある。かかる要因には、随時中国政府によって適用される為替管理政策および送金制限のほか、その他の外部的な市場原理が含まれるが、これらに限定されない。CNHとCNYとの間の相違は、投資者に悪影響を及ぼす可能性がある。

(中略)

ESG投資方針リスク

(中略)

ESG基準に基づき有価証券または発行体を評価する際、投資顧問会社は、第三者であるESG提供者から得た情報およびデータに依拠するが、かかる情報およびデータは完全ではない、正確ではない、一貫しない、または無益であることがある。このため、投資顧問会社が有価証券または発行体についての評価を誤るリスクがある。また、投資顧問会社が正しくESG基準を適用しないリスク、またはESGファンドが、当該ESGファンドの使用するESG基準に合致しない発行体に対して（世界各国の政

府および機関が発行するデリバティブ、現金または現金同等物、集団投資スキーム（CIS）の投資証券または受益証券、および固定利付有価証券（債務証券とも呼ばれる。）等を通じて）限定的なエクスポージャーを取得するリスクもある。ESGファンド、ファンドまたは投資顧問会社のいずれも、かかるESGの評価の公平性、正当性、正確性、合理性または完全性について、明示または黙示を問わず一切の表明または保証を行わない。

RQFII投資に適用される特別リスク

前記「中国への投資」の項に記載されるリスクおよびRQFIIアクセス・ファンドに適用されるその他のリスクに加えて、以下の更なるリスクが適用される。

RQFIIリスク

中国におけるRQFII制度を通じた投資を規制する規則の適用および解釈は相対的に見て検討されておらず、どのように適用されるかについて確実性はない。かかる投資規制においては中国の機関および規制当局に大きな裁量が委ねられており、現在または将来においてどのように裁量権が行使されるかについては前例または確実性がないためである。RQFIIの仕組みに関する将来の動向を予測することはできない。関連するRQFIIアクセス・ファンドのRQFII投資に関して課せられるいかなる送金制限も、RQFIIアクセス・ファンドの買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。RQFIIの仕組みに関するいかなる変更も、一般的に、RQFIIがそのRQFIIの資格を失う可能性も含め、関連するRQFIIを通じて中国において適格担保に直接投資するRQFIIアクセス・ファンドの能力に影響し得る。更に、RQFIIの資格が停止または取り消された場合には、関連するRQFIIアクセス・ファンドがその保有するRQFII適格担保を処分することを要求され、関連するRQFIIアクセス・ファンドの運用に悪影響を及ぼす可能性がある。RQFIIに関する適用ある法律、規則および規制は変更されることがあり、潜在的な遡及的悪影響を与える可能性がある。

RQFIIの投資制限リスク

RQFIIは、RQFIIの投資制限が、RQFIIアクセス・ファンドがその投資目的を達成するための能力に影響することを想定していないが、投資者は、関連する中国の法令が、中国の特定の発行体の中国A株を取得するためのRQFIIの能力を随時限定する可能性があることに留意すべきである。これは、（i）RQFIIのような潜在的な海外投資家が、上場された中国の発行体の資本金合計の10%を総計で保有する場合（RQFIIが多数の異なる最終顧客に代わってその利益を保有し得るという事実は関係がない。）、および（ii）潜在的な海外投資家による中国A株の総保有（他のQFIIおよびRQFIIを含み、またRQFIIアクセス・ファンドに対して必ず何らかの関連がある。）が、上場された中国の発行体の資本金合計の30%に等しい場合といった、多くの状況において生じ得ることである。これらの制限を超えた場合、関連する要件に応じるため、関連するRQFIIは中国A株の処分を要求されることになり、また上記（ii）に関して各RQFIIは関連する中国A株を、「後入れ先出し」の原則に基づいて処分することになる。これらの処分は、RQFIIを通じた中国A株への投資をするにあたり、関連するRQFIIアクセス・ファンドの能力に影響を及ぼす。

中国A株の取引に影響する停止、制限およびその他の混乱

中国A株の償還は、上海証券取引所および／または深セン証券取引所に随時強制されることによる、または特定の投資もしくは市場に関する何らかの規則もしくは政府介入に一般に従うことによる、一時的もしくは永続的な特定の株式の停止の影響を受ける。かかる停止もしくは会社行為は、関連するRQFIIアクセス・ファンドが、RQFIIを通じた一般的な管理および定期的なRQFIIアクセス・ファンドの投資に関する調整の一環として関連する株式における地位を取得もしくは解消すること、または買戻請求に応じることを不可能にする可能性がある。このような状況はまた、RQFIIアクセス・ファンドの純資産価格の決定を困難にし、加えてRQFIIアクセス・ファンドの損失を招く可能性がある。

中国A株の市場価格の極端な変動の影響を緩和するため、上海証券取引所および深セン証券取引所は、現在、中国A株の価格に認められた1取引日における変動量を制限している。日々の制限は現在10%に設定され、その最大量は、証券の価格（進行中の売買立会の間における）が前日の引け値から上下し得ることを示している。日々の制限は、価格の変動のみに影響を与え、関連する制限内の取引は制限しない。しかしながら、その制限は潜在的な損失を限定するものではない。なぜならば、その制限はかかる証券の公正価格または実現可能価格における、あらゆる関連する証券の償還を防げるように作用し得るためであり、これは関連するRQFIIアクセス・ファンドが不利な立場を解消できない可能性があることを意味する。取引所における流動性のある市場が特定の中国A株のためにまたは特定の時間において存在する保証はない。

中国資産に関するRQFII保管銀行その他の預託機関に対する取引相手方リスク

RQFII制度により取得した資産は、中国の規則に従い、RQFII保管銀行により、RQFII証券取引口座を通じて電子的形態で管理され、現金は、RQFII保管銀行の人民元預金口座において保有される。中国国内のRQFIIアクセス・ファンドに係るRQFII証券取引口座および人民元預金口座は、市場慣行に従って維持される。これらの口座で保有される資産は、RQFIIの資産とは分別して保有されており、RQFIIアクセス・ファンドのみに帰属するが、中国の司法当局および規制当局がこの点につき将来異なる解釈をする可能性がある。RQFIIアクセス・ファンドは、取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の移転におけるRQFII保管銀行の作為または不作為によって損失を被る可能性がある。

RQFII保管銀行が人民元預金口座に保有する現金は、実際には分別されないが、預金者であるRQFIIアクセス・ファンドに対するRQFII保管銀行の負債となる。かかる現金は、RQFII保管銀行の他の顧客に帰属する現金と分別されることなく混蔵保管される。RQFII保管銀行が破綻した場合、RQFIIアクセス・ファンドは、RQFII保管銀行に開設された現金口座に預託された現金に対し何らの権原も有さず、RQFIIアクセス・ファンドは、RQFII保管銀行の他のすべての無担保債権者と同順位の無担保債権者となる。RQFIIアクセス・ファンドは、かかる債務の回収が困難となるか遅延する事態、または、一部しか回収できないもしくは全額回収できない事態に直面することがあり、その場合、RQFIIアクセス・ファンドがその保有する現金の一部または全部を失うことになる。

中国のブローカーに対する取引相手方リスク

RQFIIは、中国市場でRQFIIアクセス・ファンドの取引を実行する中国のブローカー（以下「中国ブローカー」という。）を選定する。RQFIIは、深セン証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにつき、中国ブローカーを1社しか選定することができず、当該中国ブローカーが同一のブローカーとなる可能性もある。中国ブローカーは、深セン証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにつき、最大3社まで選定することができるものの、証券の売却はその証券を購入したときと同じ中国ブローカーを介して行わねばならないとの規制が中国にあることから、実務上は、中国国内の各証券取引所について、中国ブローカー1社しか選定されない可能性が高い。

RQFIIが何らかの理由により中国のブローカーを利用できなくなった場合、RQFIIアクセス・ファンドの運営に悪影響が及ぶ可能性がある。RQFIIアクセス・ファンドは、取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の移転における中国ブローカーの作為または不作為により損失を被る可能性もある。

中国ブローカーを1社しか選定しない場合、RQFIIアクセス・ファンドは、市場最安値の手数料を確保できない可能性がある。しかし、RQFIIは、中国ブローカーの選定に際し、手数料率の競争力、注文量、執行基準等の要素を考慮するものとする。

RQFIIアクセス・ファンドは、中国ブローカーの債務不履行、破綻または免許取消しによって損失を被るリスクがあり、その場合、RQFIIアクセス・ファンドは、当該中国ブローカーを介した取引の実行につき悪影響を受ける可能性がある。その結果、RQFIIアクセス・ファンドの純資産価額

も悪影響を受ける可能性がある。ファンドの中国ブローカーに対するエクスポージャーを軽減するために、RQFIIは、選定される各中国ブローカーが定評のある会社で、信用リスクがファンドにとって容認可能なものとなるよう、具体的な措置を講じる。

人民元の送金および本国送金

現在のところ、RQFIIによる人民元の本国送金は、ロックアップ期間または規制当局の事前承認の対象とはされていない。ただし、真偽審査およびコンプライアンス審査を実施し、かつ、RQFII保管銀行はSAFEに対し、送金および本国送金に関する月次報告を提出しなければならない。本国送金プロセスは、関連する規則に定められた一定の要件に服することがある（例えば、実現累積利益の本国送金時の一定の書類の提出）。本国送金プロセスの完了は、遅延することがある。将来、中国の規則および規制が変更されない、または本国送金制限が課されないという保証はない。また、かかる中国の規則および規制の変更が、遡及的に適用される可能性もある。RQFIIアクセス・ファンドの現金に課される本国送金制限は、RQFIIアクセス・ファンドが買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、RQFII保管銀行による真偽審査およびコンプライアンス審査は本国送金の都度実施するため、RQFII規則および規制を遵守していない場合、本国送金がRQFII保管銀行によって遅延しまたは拒絶される可能性もある。その場合、買戻代金は、資金の本国送金完了後、可能な限り速やかに、買戻しを請求した投資主に支払われることになる。本国送金の完了に要する実際の時間については、RQFIIの支配の及ばないものである。

ストック・コネクトを通じた投資に適用される特別なリスク

(中略)

投資枠の制限

ストック・コネクトには、投資枠の制限が課されている。特に、投資枠の残高がゼロになるか、1日当たりの投資枠を超過すると、買い注文は拒否される（ただし、投資者は、投資枠の残高にかかわらず、国境間で証券を売却することは認められる。）。そのため、投資枠の制限によって、ストック・コネクト・ファンドは、ストック・コネクトを通じて適時に中国A株に投資する能力を制限され、その投資戦略を効果的に追求することができないことがある。

法的所有権・受益的所有権

ストック・コネクト・ファンドに関連する上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式は、香港の証券決済機関である香港証券決済機構が運営する香港中央結算系統（以下「CCASS」ということがある。）に口座を有する保管銀行または副保管銀行により保有される。香港証券決済機構は、ノミニー保有者として、チャイナクリアに登録されている香港証券決済機構名義の混蔵保管証券口座を通じて上海証券取引所の上場株式を保有する。ノミニーである香港証券決済機構を通じた上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式の受益的所有者としてのストック・コネクト・ファンドの正確な性質および権利は、中国法では明確に定義されていない。中国法には、「法的所有権」および「受益的所有権」の明確な定義およびこれらの区別がなく、中国の裁判所でノミニー口座の構成を扱った判例はほとんどない。したがって、中国法におけるストック・コネクト・ファンドの権利および持分の正確な性質およびこれらを執行する方法は不明確である。かかる不明確さにより、万が一香港証券決済機構が香港において清算されるようなことがあった場合、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式がストック・コネクト・ファンドの受益的所有権により所有されているとみなされるか、それとも債権者への分配に使用することができる香港証券決済機構の一般財産の一部として所有されているとみなされるかは不明である。

(中略)

決済リスク

(中略)

中国の証券市場の国家的な中央決済機関として、チャイナクリアは、決済、清算および株式保有のインフラの包括的なネットワークを運営している。チャイナクリアは、リスク管理の枠組みと対策を設定しており、これは中国証券監督管理委員会により承認され、監督されている。チャイナクリアが債務不履行に陥る可能性はないに等しい。万が一、チャイナクリアに債務不履行が生じた場合、決済参加者との市場契約に基づく香港証券決済機構の上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式に関する責任は、決済参加者がチャイナクリアに対する請求を継続できるよう支援することに限定される。香港証券決済機構は、利用可能な法的手段またはチャイナクリアの清算を通じて、誠実にチャイナクリアより未決済の株式および金銭の回収を行う。かかる場合、ストック・コネクト・ファンドにおいて回収の遅れが生じ、またはチャイナクリアから損失を全額回収することができないことがある。

（中略）

フロントエンドの監視により課される売買制限

（中略）

代わりに、ストック・コネクト・ファンドが中国A株を、香港中央結算系統に参加するカストディアン参加者または一般的な決済参加者であるカストディアンにおいて保有した場合、ストック・コネクト・ファンドは、拡張された売買前検査モデルの下でその保有する中国A株を保持するため、特別な分別勘定（以下「SPSA」という。）を香港中央結算系統に開設するよう当該カストディアンに請求することができる。ストック・コネクト制度がストック・コネクト・ファンド等の投資家の保有を確認することを可能にする目的で、各SPSAは、独自の「投資家ID」を香港中央結算系統により付与される。ブローカーがストック・コネクト・ファンドの売り注文を入力するときにSPSAに保有株式が十分にある場合には、当該ストック・コネクト・ファンドは、売り注文の発注前ではなく執行後に、そのSPSAからブローカーの口座へと中国A株を移転するだけで足り、ストック・コネクト・ファンドは、適時に中国A株をブローカーに移転できなかったためにその保有する中国A株を適時に処分できないというリスクを負わない。

ストック・コネクト・ファンドは、SPSAモデルを利用することができない場合には、取引日の市場が営業を開始する前に、中国A株をブローカーに引き渡さなければならない。したがって、取引日の市場が営業を開始する前にストック・コネクト・ファンドの口座において中国A株が不足した場合は、売り注文が拒否され、運用成績に悪影響を及ぼすことがある。

（中略）

オペレーション・リスク

（中略）

2つの市場における証券制度および法制度は大幅に異なるものであり、市場参加者は、かかる相違から生じる課題に継続的に取り組むが必要になることがある。香港証券取引所および市場参加者のシステムが適切に機能し、双方の市場における変化や進展に適応し続けるという保証はない。それらのシステムが適切に機能しない場合、ストック・コネクト・プログラムを通じた双方の市場における取引が混乱することがある。ストック・コネクト・ファンドが中国A株にアクセスする能力（ひいては、その投資戦略を継続する能力）は、悪影響を被ることがある。

規制リスク

ストック・コネクトは、新規性の高い概念である。現在の規制は検証されておらず、これらがどのように適用されるかは不明確である。加えて、現在の規制は変更されることがあり、潜在的な遡及的悪影響を与える可能性があり、かつストック・コネクトが廃止されないという保証もない。ストック・コネクトの下での業務運営、法執行およびクロスボーダー取引に関して、中国および香港の規制当局または証券取引所により随時新たな規制が施行されることがある。ストック・コネクト・ファンドは、かかる変更により悪影響を被ることがある。

適格株式の回収

ストック・コネクトを通じた取引のために株式が適格株式の範囲から回収されるときは、その株式を売却することができるのみであり、購入することはできない。これにより、ストック・コネクト・ファンドのポートフォリオまたは投資戦略が影響を受けることがある。例えば、投資顧問会社が、適格株式の範囲から回収された株式を購入することを希望する場合等である。

（後略）

<訂正後>

リスク考察

（中略）

持続可能性リスク

（中略）

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、サブ・ファンドの投資証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

ESGラベル

一部のサブ・ファンドは、社会的責任投資を行っているとしてESGラベルを付されている。ESGラベルは契約上の枠組みであり、そのガバナンスや投資要件の遵守は、当該サブ・ファンドに適用される規制上の義務と必ずしも一致しない場合がある。

監査人は、サブ・ファンドがラベルの基準を遵守していることを定期的に確認する。監査人は、従前付されたラベルを更新しないことを決定することができる。ラベルの基準は時間の経過とともに、時には大きく変更されることがあり、サブ・ファンドは、自らの投資方針を変更せずにラベルを維持することができないことがある。その結果、サブ・ファンドはラベルを辞退することがある。ラベルを有するサブ・ファンドの最新リストについては、ESGラベルのウェブサイトを参照されたい。

その他のリスク

（中略）

特別リスク考察

（中略）

中国の法制度

中国の法制度は、制定法および最高人民法院によるその解釈に基づいている。従前の判決は、参考として引用される可能性はあるものの、先例としての価値はない。1979年以降、中国政府は、包括的な商事法制度の策定を進めており、外国投資、企業組織およびコーポレート・ガバナンス、通商、税務、貿易等の経済問題に対応するための法令を導入する等、相当な進歩を遂げている。しかし、公表されている先例や司法解釈に限りがあることや、先例に拘束力がないことから、このような法令の解釈および執行にはかなりの不確実性が伴う。中国における商事法制度の歴史が浅いことを考慮すれば、中国の法規制上の枠組みは、先進国のものほど十分には成熟していない可能性がある。また、これらの規制は、中国证券监督管理委员会や中国国家外貨管理局にそれぞれの裁量において規制内容を解釈する権限を付与しているため、規制の適用に関する不確実性は高まる可能性がある。さらに、中国の法制度が発展するにつれ、法令またはその解釈もしくは執行に変更が生じた際、その変更によってサブ・ファンドの中国国内における事業運営やサブ・ファンドが中国A株および／または中国国内債券を取得する能力に悪影響を与えないという保証はない。

会計および報告基準

中国企業は、国際的な会計基準にある程度準拠した中国の会計基準および実務を遵守することが義務付けられている。ただし、中国企業に適用される会計、監査および財務報告の基準および実務は相対的

に厳密ではない可能性があり、中国の会計基準および実務に従って作成された財務書類と国際的な会計基準に従って作成された財務書類との間には大きな差異が生じることがある。例えば、財産および資産の評価方法、ならびに投資家に対する情報開示義務等に違いがある。

人民元の通貨および通貨交換リスク

（中略）

サブ・ファンドの人民元建の全取引に使用される為替レートは、QFII制度において行われる取引を除き、オフショア人民元（以下「CNH」という。）に対するレートであり、オンショア人民元（以下「CNY」という。）に対するものではない。CNHの価格は、いくつかの要因により、CNYの価格とおそらくは大幅に異なるものとなる可能性がある。かかる要因には、随時中国政府によって適用される為替管理政策および送金制限のほか、その他の外部的な市場原理が含まれるが、これらに限定されない。CNHとCNYとの間の相違は、投資者に悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

ESG投資方針リスク

（中略）

ESG基準に基づき有価証券または発行体を評価する際、投資顧問会社は、第三者であるESG提供者から得た情報およびデータに依拠するが、かかる情報およびデータは完全ではない、正確ではない、一貫しない、または無益であることがある。このため、投資顧問会社が有価証券または発行体についての評価を誤るリスクがある。また、投資顧問会社が正しくESG基準を適用しないリスク、またはESGファンドが、当該ESGファンドの使用するESG基準に合致しない発行体に対して（世界各国の政府および機関が発行するデリバティブ、現金または現金同等物、集団投資スキーム（CIS）の投資証券または受益証券、および固定利付有価証券（債務証券とも呼ばれる。）等を通じて）限定的なエクスポージャーを取得するリスクもある。ESGファンド、ファンドまたは投資顧問会社のいずれも、かかるESGの評価の公平性、正当性、正確性、合理性または完全性について、明示または黙示を問わず一切の表明または保証を行わない。

QFII投資に適用される特別リスク

前記「中国への投資」の項に記載されるリスクおよびQFIIアクセス・ファンドに適用されるその他のリスクに加えて、以下の更なるリスクが適用される。

QFIIリスク

中国におけるQFII制度を通じた投資を規制する規則の適用および解釈は相対的に見て検討されておらず、どのように適用されるかについて確実性はない。かかる投資規制においては中国の機関および規制当局に大きな裁量が委ねられており、現在または将来においてどのように裁量権が行使されるかについては前例または確実性がないためである。QFIIの仕組みに関する将来の動向を予測することはできない。関連するQFIIアクセス・ファンドのQFII投資に関して課せられるいかなる送金制限も、QFIIアクセス・ファンドの買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。QFIIの仕組みに関するいかなる変更も、一般的に、QFIIがそのQFIIの資格を失う可能性も含め、関連するQFIIを通じて中国において適格証券に直接投資するQFIIアクセス・ファンドの能力に影響し得る。更に、QFIIの資格が停止または取り消された場合には、関連するQFIIアクセス・ファンドがその保有するQFII適格証券を処分することを要求され、関連するQFIIアクセス・ファンドの運用に悪影響を及ぼす可能性がある。QFIIに関する適用ある法律、規則および規制は変更されることがあり、潜在的な遡及的悪影響を与える可能性がある。

QFIIの投資制限リスク

QFIIは、QFIIの投資制限が、QFIIアクセス・ファンドがその投資目的を達成するための能力に影響することを想定していないが、投資者は、関連する中国の法令が、中国の特定の発行体の中国A株を取得するためのQFIIの能力を随時限定する可能性があることに留意すべきである。これは、（i）

QFIIのような潜在的な海外投資家が、上場された中国の発行体の資本金合計の10%を総計で保有する場合（QFIIが多数の異なる最終顧客に代わってその利益を保有し得るという事実は関係がない。）、および（ii）潜在的な海外投資家による中国A株の総保有（他のQFIIおよびQFIIを含み、またQFIIアクセス・ファンドに対して必ず何らかの関連がある。）が、上場された中国の発行体の資本金合計の30%に等しい場合といった、多くの状況において生じ得ることである。これらの制限を超えた場合、関連する要件に応じるため、関連するQFIIは中国A株の処分を要求されることになり、また上記（ii）に関して各QFIIは関連する中国A株を、「後入れ先出し」の原則に基づいて処分することになる。これらの処分は、QFIIを通じた中国A株への投資をするにあたり、関連するQFIIアクセス・ファンドの能力に影響を及ぼす。

中国A株の取引に影響する停止、制限およびその他の混乱

中国A株の償還は、上海証券取引所および／または深セン証券取引所に随時強制されることによる、または特定の投資もしくは市場に関する何らかの規則もしくは政府介入に一般に従うことによる、一時的もしくは永続的な特定の株式の停止の影響を受ける。かかる停止もしくは会社行為は、関連するQFIIアクセス・ファンドが、QFIIを通じた一般的な管理および定期的なQFIIアクセス・ファンドの投資に関する調整の一環として関連する株式における地位を取得もしくは解消すること、または買戻請求に応じることを不可能にする可能性がある。このような状況はまた、QFIIアクセス・ファンドの純資産価格の決定を困難にし、加えてQFIIアクセス・ファンドの損失を招く可能性がある。

中国A株の市場価格の極端な変動の影響を緩和するため、上海証券取引所および深セン証券取引所は、現在、中国A株の価格に認められた1取引日における変動量を制限している。日々の制限は現在10%に設定され、その最大量は、証券の価格（進行中の売買立会の間における）が前日の引け値から上下し得ることを示している。日々の制限は、価格の変動のみに影響を与え、関連する制限内の取引は制限しない。しかしながら、その制限は潜在的な損失を限定するものではない。なぜならば、その制限はかかる証券の公正価格または実現可能価格における、あらゆる関連する証券の償還を防げるように作用し得るためであり、これは関連するQFIIアクセス・ファンドが不利な立場を解消できない可能性があることを意味する。取引所における流動性のある市場が特定の中国A株のためにまたは特定の時間において存在する保証はない。

中国資産に関するQFII保管銀行その他の預託機関に対する取引相手方リスク

QFII制度により取得した資産は、中国の規則に従い、QFII保管銀行により、QFII証券取引口座を通じて電子的形態で管理され、現金は、QFII保管銀行の人民元預金口座において保有される。中国国内のQFIIアクセス・ファンドに係るQFII証券取引口座および人民元預金口座は、市場慣行に従って維持される。これらの口座で保有される資産は、QFIIの資産とは分別して保有されており、QFIIアクセス・ファンドのみに帰属するが、中国の司法当局および規制当局がこの点につき将来異なる解釈をする可能性がある。QFIIアクセス・ファンドは、取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の移転におけるQFII保管銀行の作為または不作為によって損失を被る可能性がある。

QFII保管銀行が人民元預金口座に保有する現金は、実際には分別されないが、預金者であるQFIIアクセス・ファンドに対するQFII保管銀行の負債となる。かかる現金は、QFII保管銀行の他の顧客に帰属する現金と分別されることなく混蔵保管される。QFII保管銀行が破綻した場合、QFIIアクセス・ファンドは、QFII保管銀行に開設された現金口座に預託された現金に対し何らの権原も有さず、QFIIアクセス・ファンドは、QFII保管銀行の他のすべての無担保債権者と同順位の無担保債権者となる。QFIIアクセス・ファンドは、かかる債務の回収が困難となるか遅延する事態、または、一部しか回収できないもしくは全額回収できない事態に直面することがあり、その場合、QFIIアクセス・ファンドがその保有する現金の一部または全部を失うことになる。

中国のブローカーに対する取引相手方リスク

QFIIは、中国市場でQFIIアクセス・ファンドの取引を実行する中国のブローカー（以下「中国ブローカー」という。）を選定する。QFIIは、深セン証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにつ

き、中国ブローカーを1社しか選定することができず、当該中国ブローカーが同一のブローカーとなる可能性もある。中国ブローカーは、深セン証券取引所および上海証券取引所のそれぞれにつき、最大3社まで選定することができるものの、証券の売却はその証券を購入したときと同じ中国ブローカーを介して行わねばならないとの規制が中国にあることから、実務上は、中国国内の各証券取引所について、中国ブローカー1社しか選定されない可能性が高い。

QF Iが何らかの理由により中国のブローカーを利用できなくなった場合、QF Iアクセス・ファンドの運営に悪影響が及ぶ可能性がある。QF Iアクセス・ファンドは、取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の移転における中国ブローカーの作為または不作為により損失を被る可能性もある。

中国ブローカーを1社しか選定しない場合、QF Iアクセス・ファンドは、市場最安値の手数料を確保できない可能性がある。しかし、QF Iは、中国ブローカーの選定に際し、手数料率の競争力、注文量、執行基準等の要素を考慮するものとする。

QF Iアクセス・ファンドは、中国ブローカーの債務不履行、破綻または免許取消しによって損失を被るリスクがあり、その場合、QF Iアクセス・ファンドは、当該中国ブローカーを介した取引の実行につき悪影響を受ける可能性がある。その結果、QF Iアクセス・ファンドの純資産価額も悪影響を受ける可能性がある。ファンドの中国ブローカーに対するエクスポージャーを軽減するために、QF Iは、選定される各中国ブローカーが定評のある会社で、信用リスクがファンドにとって容認可能なものとなるよう、具体的な措置を講じる。

人民元の送金および本国送金

現在のところ、QF Iによる人民元の本国送金は、ロックアップ期間または規制当局の事前承認の対象とはされていない。ただし、真偽審査およびコンプライアンス審査を実施し、かつ、QF I保管銀行はSAFEに対し、送金および本国送金に関する月次報告を提出しなければならない。本国送金プロセスは、関連する規則に定められた一定の要件に服することがある（例えば、実現累積利益の本国送金時の一定の書類の提出）。本国送金プロセスの完了は、遅延することがある。将来、中国の規則および規制が変更されない、または本国送金制限が課されないという保証はない。また、かかる中国の規則および規制の変更が、遡及的に適用される可能性もある。QF Iアクセス・ファンドの現金に課される本国送金制限は、QF Iアクセス・ファンドが買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、QF I保管銀行による真偽審査およびコンプライアンス審査は本国送金の都度実施するため、QF I規則および規制を遵守していない場合、本国送金がQF I保管銀行によって遅延または拒絶される可能性もある。その場合、買戻代金は、資金の本国送金完了後、可能な限り速やかに、買戻しを請求した投資主に支払われることになる。本国送金の完了に要する実際の時間については、QF Iの支配の及ばないものである。

ストック・コネクトを通じた投資に適用される特別なリスク

（中略）

投資枠の制限

ストック・コネクトには、投資枠の制限が課されている。特に、投資枠の残高がゼロになるか、1日当たりの投資枠を超過すると、買い注文は拒否される（ただし、投資者は、投資枠の残高にかかわらず、国境間で証券を売却することは認められる。）。そのため、投資枠の制限によって、ストック・コネクト・ファンドは、ストック・コネクトを通じて適時に適格証券に投資する能力を制限され、その投資戦略を効果的に追求することができないことがある。

法的所有権・受益的所有権

ストック・コネクト・ファンドに関連する上海証券取引所に上場されている特定の投資適格証券（以下「SSE証券」という。）および深セン証券取引所に上場されている特定の投資適格証券（以下「SZSE証券」という。）は、香港の証券決済機関である香港証券決済機構が運営する香港中央結算系統（以下「CCASS」ということがある。）に口座を有する保管銀行または副保管銀行により保有され

る。香港証券決済機構は、ノミニー保有者として、チャイナクリアに登録されている香港証券決済機構名義の混蔵保管証券口座を通じてＳＳＥ証券およびＳＺＳＥ証券を保有する。ノミニーである香港証券決済機構を通じたＳＳＥ証券およびＳＺＳＥ証券の受益的所有者としてのストック・コネクト・ファンドの正確な性質および権利は、中国法では明確に定義されていない。中国法には、「法的所有権」および「受益的所有権」の明確な定義およびこれらの区別がなく、中国の裁判所でノミニー口座の構成を扱った判例はほとんどない。したがって、中国法におけるストック・コネクト・ファンドの権利および持分の正確な性質およびこれらを執行する方法は不明確である。かかる不明確さにより、万が一香港証券決済機構が香港において清算されるようなことがあった場合、ＳＳＥ証券およびＳＺＳＥ証券がストック・コネクト・ファンドの受益的所有権により所有されているとみなされるか、それとも債権者への分配に使用することができる香港証券決済機構の一般財産の一部として所有されているとみなされるかは不明である。

（中略）

決済リスク

（中略）

中国の証券市場の国家的な中央決済機関として、チャイナクリアは、決済、清算および株式保有のインフラの包括的なネットワークを運営している。チャイナクリアは、リスク管理の枠組みと対策を設定しており、これは中国証券監督管理委員会により承認され、監督されている。チャイナクリアが債務不履行に陥る可能性はないに等しい。万が一、チャイナクリアに債務不履行が生じた場合、決済参加者との市場契約に基づく香港証券決済機構のノースバウンド取引に関する責任は、決済参加者がチャイナクリアに対する請求を継続できるよう支援することに限定される。香港証券決済機構は、利用可能な法的手段またはチャイナクリアの清算を通じて、誠実にチャイナクリアより未決済の証券および金銭の回収を行う。かかる場合、ストック・コネクト・ファンドにおいて回収の遅れが生じ、またはチャイナクリアから損失を全額回収することができないことがある。

（中略）

フロントエンドの監視により課される売買制限

（中略）

代わりに、ストック・コネクト・ファンドがＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券を、香港中央結算システムに参加するカストディアン参加者または一般的な決済参加者であるカストディアンにおいて保有した場合、ストック・コネクト・ファンドは、拡張された売買前検査モデルの下でその保有するＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券（場合による。）を保持するため、特別な分別勘定（以下「ＳＰＳＡ」という。）を香港中央結算システムに開設するよう当該カストディアンに請求することができる。ストック・コネクト制度がストック・コネクト・ファンド等の投資家の保有を確認することを可能にする目的で、各ＳＰＳＡは、独自の「投資家ＩＤ」を香港中央結算システムにより付与される。ブローカーがストック・コネクト・ファンドの売り注文を入力するときにＳＰＳＡに保有株式が十分にある場合には、当該ストック・コネクト・ファンドは、売り注文の発注前ではなく執行後に、そのＳＰＳＡからブローカーの口座へとＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券を移転するだけで足り、ストック・コネクト・ファンドは、適時にＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券をブローカーに移転できなかったためにその保有するＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券を適時に処分できないというリスクを負わない。

ストック・コネクト・ファンドは、ＳＰＳＡモデルを利用することができない場合には、取引日の市場が営業を開始する前に、ＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券をブローカーに引き渡さなければならない。したがって、取引日の市場が営業を開始する前にストック・コネクト・ファンドの口座においてＳＳＥ証券および／またはＳＺＳＥ証券が不足した場合は、売り注文が拒否され、運用成績に悪影響を及ぼすことがある。

（中略）

オペレーション・リスク

（中略）

2つの市場における証券制度および法制度は大幅に異なるものであり、市場参加者は、かかる相違から生じる課題に継続的に取り組むことが必要になることがある。香港証券取引所および市場参加者のシステムが適切に機能し、双方の市場における変化や進展に適応し続けるという保証はない。それらのシステムが適切に機能しない場合、ストック・コネクト・プログラムを通じた双方の市場における取引が混乱することがある。ストック・コネクト・ファンドが中国市場にアクセスする能力（ひいては、その投資戦略を継続する能力）は、悪影響を被ることがある。

規制リスク

ストック・コネクトは、新規性の高い概念である。現在の規制は検証されておらず、これらがどのように適用されるかは不明確である。加えて、現在の規制は変更されることがあり、潜在的な遡及的悪影響を与える可能性があり、かつストック・コネクトが廃止されないという保証もない。ストック・コネクトの下での業務運営、法執行およびクロスボーダー取引に関して、中国および香港の規制当局または証券取引所により随時新たな規制が施行されることがある。ストック・コネクト・ファンドは、かかる変更により悪影響を被ることがある。

更に、金融サービスやテクノロジーのセクターに属する中国企業、また将来的には他のセクターの中国企業にも、業務運営や構造に中国当局が介入するリスクがあり、サブ・ファンドの投資対象の価格に悪影響を与える可能性がある。

適格証券の取消

ある証券が、ストック・コネクトを通じた取引のための適格証券の範囲から取り消された場合、その証券については、売却することができるのみであり、購入することはできない。これにより、例えば、適格証券の範囲から取り消された証券を購入することを投資顧問会社が希望する場合等には、ストック・コネクト・ファンドのポートフォリオまたは投資戦略が影響を受けることがある。

（後略）

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

a. 海外における申込手数料

<訂正前>

主販売会社に支払われる上限５％の申込手数料がクラスA投資証券、クラスA I 投資証券、クラスD投資証券およびクラスDD投資証券の価格に加算される。関連する販売会社の条件に従って、上限３％の申込手数料が、クラスE投資証券の価格に加算される。

投資証券の保有期間が１年を超えない場合、サブ・ファンドのすべてのクラスC投資証券（リザーブ・ファンドを除く。）の買戻しにおいて、上限１％のC D S Cが、買戻代金より控除され、支払われる。

<訂正後>

主販売会社に支払われる上限５％の申込手数料がクラスA投資証券、クラスA I 投資証券、クラスD投資証券およびクラスDD投資証券の価格に加算される。関連する販売会社の条件に従って、上限３％の申込手数料が、クラスE投資証券の価格に加算される。

別紙 1

定 義

<訂正前>

(前略)

「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・インカム・ファンド、U S ドル・ボンド・ファンド、U S ドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「英文目論見書」

随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をいう。

「Q F I I」

適格外国機関投資家をいう。

「リザーブ・ファンド」

ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」（短期MMF）である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。

「人民元」

中国の通貨をいう。

「RQFII」

人民元適格外国機関投資家をいう。

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステイナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。

「RQFIIカストディアン」

HSBCバンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド、またはRQFII制度を通じて取得した中国A株および／もしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。

「RQFIIライセンス」

適格な中国の有価証券へのRQFII制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。

「RQFIIライセンス保有者」

RQFIIライセンスの保有者をいう。

「SAFE」

中国の国家外貨管理局をいう。

（中略）

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、
アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リー
ダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・
ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファン
ド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャ
イナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイ
ナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノ
ミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・
ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・
ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エ
マージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファン
ド、エマージング・マーケッツ・ファンド、エマージング・
マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド、E S
Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、E S
Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S
Gマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、
フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・
オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケー
ション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイ
ティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファ
ンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、
グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、
マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラル・リ
ソーシス・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクス
ト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・
ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリ
ション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファン
ド、サステイナブル・グローバル・インフラストラク
チャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オ
ポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバ
ル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチッ
ク・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ワールド・
エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファ
ンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサ
イエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、
ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファン
ドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、インパクト・ボンド・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・インカム・ファンド、サステイナブル・グローバル・アロケーション・ファンド、システムチック・グローバル・サステイナブル・インカム&グロース・ファンド、USドル・ボンド・ファンド、USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドおよびサステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「英文目論見書」

随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をいう。

「リザーブ・ファンド」

ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」（短期MMF）である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。

「人民元」

中国の通貨をいう。

「Q F I」

随時改正される中国の関連する規制に従い承認された適格外国投資家（該当する場合、適格外国機関投資家（以下「Q F I I」という。）および人民元適格外国機関投資家（以下「RQ F I I」という。）を含む。）をいう。

「Q F Iアクセス・ファンド」

アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。

「Q F Iカストディアン」

HSBCバンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド、またはQ F I 制度を通じて取得した中国A株および／もしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。

「Q F Iライセンス」

適格な中国の有価証券へのQ F I 制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。

「Q F Iライセンス保有者」

Q F Iライセンスの保有者をいう。

「S A F E」

中国の国家外貨管理局をいう。

（中略）

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、
アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リー
ダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・
ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファン
ド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャ
イナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイ
ナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノ
ミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・
ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・
ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレート・ボン
ド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、
エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファン
ド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・
マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、E S
Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、E S
Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S
Gマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、
フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・
オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケー
ション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイ
ティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファン
ド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、
グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、
マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラル・リ
ソーシス・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクス
ト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・
ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリ
ション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファン
ド、サステイナブル・グローバル・アロケーション・ファン
ド、サステイナブル・グローバル・インフラストラク
チャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オ
ポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバ
ル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチッ
ク・グローバル・サステイナブル・インカム&グロース・
ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・
フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファン
ド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マ
イニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セ
キュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・
ファンドをいう。

(後略)